



今回のテーマ：中小企業の金融支援策

中小企業金融円滑化法が来年3月末で適用期限を迎えます。この通称「モラトリアム法」は、平成21年12月金融機関による中小企業の金融支援を一層強化するために施行されました。以来、各銀行は貸出し条件の変更や、経営再建計画のフォローアップなどを積極的に行ってきました。平成23年3月末に期限を迎えていましたが、東日本大震災が発生し、多くの企業が深刻な経営難に陥ったことから1年間延長されることとなりました。しかし、その後も中小企業の業況は厳しく、経営改善が見込どおりに進まないといった事態が相次いだことから、再延長されています。

そこで今回は、期限まであと半年となった同法に関連し、資金繰りに役立つ制度をいくつかご紹介させていただきます。

1. セーフティーネット保証5号(100%保証)

業況が悪化している中小企業について、以下の要件に合致していることが認められると、信用保証協会の保証料率が軽減されます。

<次の要件を満たす一定の中小企業>

- ① 最近3か月間の月平均売上が前年同期比5%以上減少している
- ② 最近月の売上がリーマンショック前(4年前)比5%以上減少している
- ③ 製品原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品価格に転嫁できていない
- ④ 円高の影響によって最近1か月の売上が前年同月比で10%以上減少し、かつその後2か月を含む3か月間の月平均売上が前年同月比で10%以上減少することが見込まれる

<支援概要>

- 保証限度額
一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円
- 保証料率はおおむね1.0%以下
※周知徹底を図るため、現在全業種指定の措置については平成24年10月末日までとされ、平成24年11月1日以降、業況が改善した業種については指定業種からはずすこととされています。

※対象となる中小企業の定義については最後のページをご覧ください

2. セーフティーネット貸付の活用

急激な円高等の影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業を支援するために、日本政策金融公庫が低利融資を行っています。

<次のすべての要件を満たす一定の中小企業>

- ① 社会的、経済的環境の変化により、経営状況が悪化している方
 - 最近の決算期における売上高が前期比もしくは前々期比5%以上減少
 - 社会的な要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障を来している
- ② ①に該当する方で、中長期的にみて、業況が回復し、かつ発展することが見込まれる方

<支援概要>

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：(中小企業) 7. 2億円

(個人、小規模企業) 4, 800万円

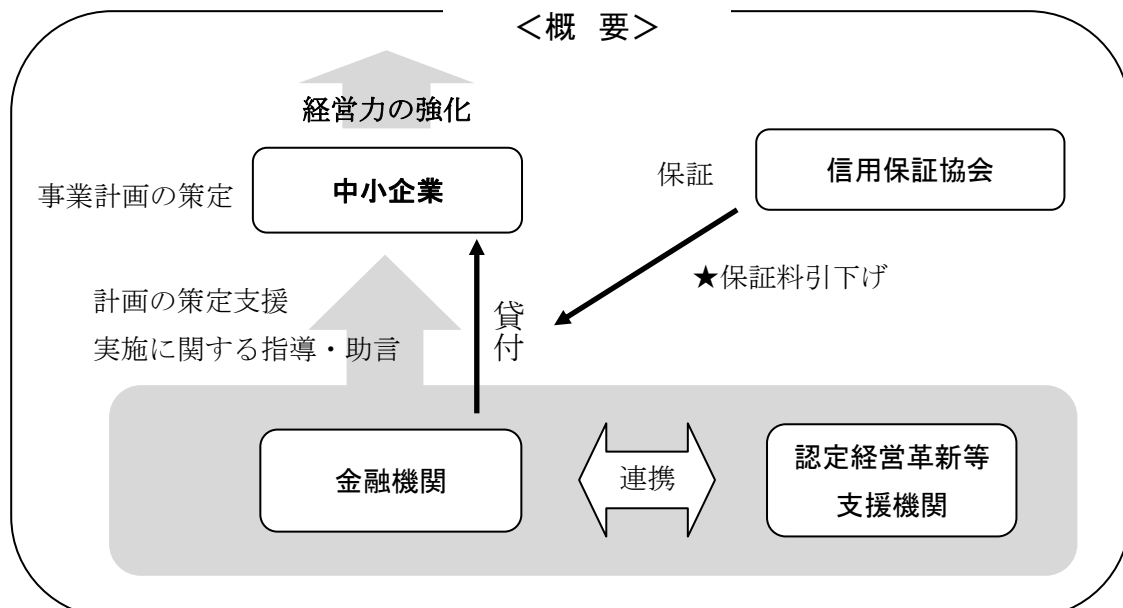
貸付期間：設備資金15年以内、長期運転資金8年以内

貸付金利：基準利率(中小企業) 1. 55% (個人、小規模企業) 2. 05%

※平成24年8月現在。ただし売上が減少しているなど一定の場合には金利引き下げを行うこととされています。

3. 経営力強化保証制度の創設(中小企業の体質強化策) H24.10.1 受付開始

中小企業が外部の専門家(金融機関等)の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免(おおむね▲0. 2%)する新たな保証制度が創設されました。



※中小企業は四半期ごとに実施状況を金融機関に報告することが義務づけられます

<中小企業の定義> ～中小企業基本法の定義による～

業種分類	定 義	
	資本金の額	従業員数 (常時使用)
製造業その他	3億円以下	又は 300人以下
卸 売 業	1億円以下	又は 100人以下
小 売 業	5千万円以下	又は 50人以下
サービス業	5千万円以下	又は 100人以下

※会社及び個人

<小規模企業の定義>

業種分類	定 義
製造業その他	従業員20人以下
卸売業、小売業 サービス業	従業員5人以下

(注) 上記の中小企業の定義は、中小企業施策における基本的な政策対象の範囲です。法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

(企業再生チーム)